

平成29年8月  
東京税関業務部

関係各位

包括保険申請書等のNACCSへの登録について

包括保険扱い申請書（新規・変更・継続）及び包括保険取消届出（以下「包括保険申請書等」という。）については、各官署の通関総括（又は通関担当）部門で受理後、NACCSへの登録を行っておりますが、本年10月8日に予定している次期NACCS更改に伴い、包括保険申請書等にかかる登録を以下のとおり取り扱いますので、連絡いたします。

（1）現行NACCS（第5次NACCS）

現行NACCSへの最終登録日については、9月22日（金）といたします。9月23日（土）から10月9日（月・祝）までの間にご使用を予定している包括保険については、9月22日（金）までに余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。

なお、やむを得ずシステムに登録されていない包括保険を輸入申告等に使用されたい場合には、手計算により算出した保険料の額を「保険」欄にご入力頂きますようお願いいたします。

（2）次期NACCS（第6次NACCS）

次期NACCSへの登録については、10月10日（火）から開始いたします。

以上

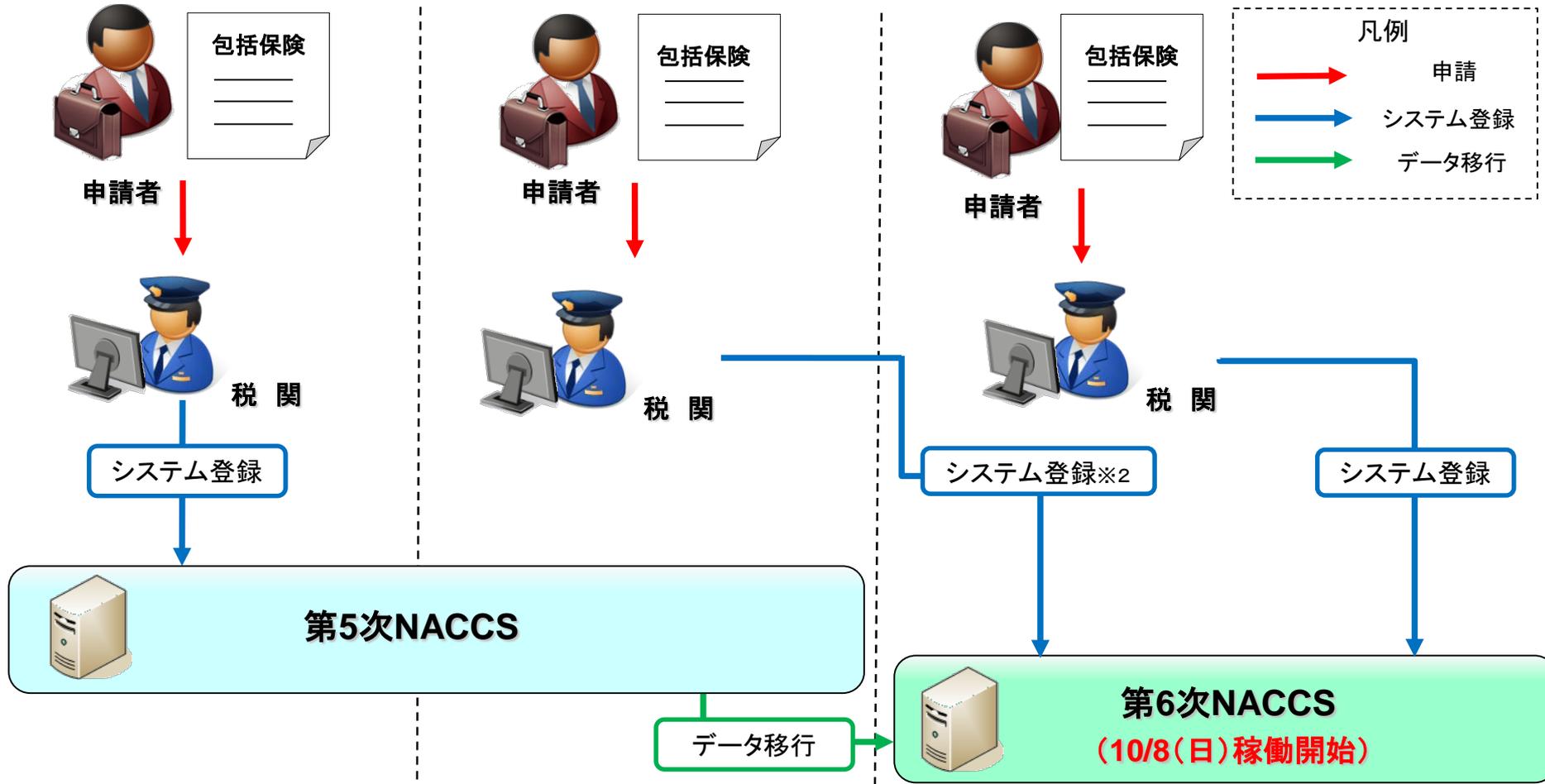
|                                            |
|--------------------------------------------|
| 問合せ先<br>東京税関業務部通関総括第1部門<br>電話：03-3599-6337 |
|--------------------------------------------|

# 包括保険の取扱いについて

9/22(金)まで※1

9/23(土)～10/9(月・祝)まで  
(原則データ登録しない期間)

10/10(火)以降



- ※1 現行(第5次)NACCSへの登録は、**9/22(金)まで**とさせていただきます。9/23(土)～10/9(月・祝)までの間に、ご使用を予定している包括保険については、9/22(金)までに余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。
- ※2 やむを得ず9/23(土)～10/9(月・祝)までの間に申請が行われた場合は、10/10(火)以降に次期(第6次)NACCSに登録いたします。なお、システムに登録されていない包括保険を輸入申告等に使用されたい場合には、手計算により算出した保険料の額を「保険」欄にご入力頂きますようお願いいたします。